

議案第 25 号

日野町下樅隣保館使用料条例の一部改正について

日野町下樅隣保館使用料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

日野町長 塩 田 淳 一

日野町下榎隣保館使用料条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

下榎集会所を廃止し、施設について隣接する下榎隣保館に転用（用途変更）することに伴い、日野町下榎隣保館使用料条例の一部改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 使用料納付期限を現状に即して、「使用の日の前日まで」を「使用の日まで。ただし、夜間使用する場合は翌開館日までとする。」に変更するもの。
- (2) 改正前の「和室」「実習室」を現状に即して廃止し、「女性研修室」「老人研修室」「調理実習室」「青少年研修室」「資料展示室」を転用に伴い追加し、計算単位及び単価を変更・追加するもの。

3 附則規程

(施行期日)

この条例は令和5年4月1日から施行する。

日野町下檜隣保館使用料条例の一部を改正する条例

日野町下檜隣保館使用料条例(昭和41年日野町条例第27号)の一部を次のように改正する。

		改正後		改正前	
(使用料)		(使用料)		(使用料)	
第4条 使用料は、別表により使用の日までに納付しなければならない。ただし、夜間使用する場合は翌開館日までとする。		第4条 使用料は、別表により使用の日の前日までに納付しなければならない。		第4条 使用料は、別表により使用の日の前日までに納付しなければならない。	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
区分	基本使用料 (1時間当たり)	冷暖房料(1 時間当たり)	特別料金(酒 席)(1時間 当たり)	区分	入場料等を徴収しないとき 午前8時から正 午まで
設備				講堂	午後1時から正午まで
講堂	150円	50円	100円	午後6時から正午まで	午前8時から正午まで
女性研修室	100円	50円	100円	午後10時から正午まで	午後1時から正午まで
老人研修室	100円	50円	100円	午後5時から正午まで	午後5時から正午まで
調理実習室	100円	50円	100円	午後1時から正午まで	午後1時から正午まで
青少年研修 室	150円	50円	100円	午後6時から正午まで	午後6時から正午まで
資料展示室	100円	50円	50円	午後1時から正午まで	午後1時から正午まで

附 則

この条例は令和5年4月1日から施行する。

)